

第1節 白井市のすがた

1 位置・地勢

本市は、千葉県の北西部の下総台地に位置し、下手賀沼や神崎川及び二重川に沿って帯状に水田が広がり、台地には森林と畑が展開しています。

温暖な気候に恵まれ、特産の梨は県内で1位、全国でもトップクラスの果樹園面積を誇っています。

また、東京都心・千葉市・成田空港のいずれにも25～30 kmの距離にあり、市民生活や企業活動にとっての交通アクセスも好条件となっています。

南関東の環状幹線である国道16号と、成田空港と都心方面を結ぶ国道464号が市を縦横に走るとともに、北総線が京成線・都営浅草線を通じて都心に、成田スカイアクセスを通じて成田空港に、それぞれ直結しています。

さらに、本市を通して市川市と成田空港を結ぶ北千葉道路の整備も予定されており、交通利便性は一層高まる見通しです。

- 総面積：35.48km²
- 東西：8.7 km
- 南北：7.7 km
- 周囲：34.8 km



図2-1-1 市の位置

2 地形・地質

本市の地形は、標高20～30mの下総台地が市の大部分を占め、全体的に平坦ですが、神崎川などの河川沿いは緩やかな起伏をもっています。

下総台地は、武蔵野ロームや立川ロームを主体としたローム層が、砂れきや粘土層を被った構造をしています。

3 気候・気象

近年5年間の気象は、年平均気温 15℃、最高気温が 39℃、最低気温が-6℃であり、年間を通して温暖な気候です。また、近年5年間の年間降水量は、1,300～1,800mm 程度です。

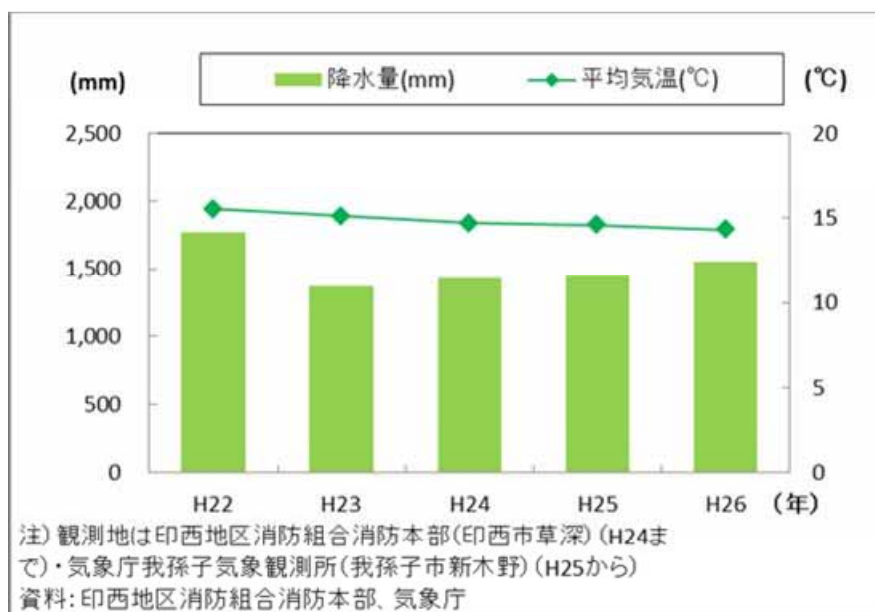


図2-1-2 市の気象

4 社会特性

(1) 人口・世帯数

本市の人口と世帯数は、千葉ニュータウン、西白井地区などの入居に伴い年々増加傾向にあります。一方、一世帯当たりの人口は、出生人口の減少や核家族化などにより減少傾向が続いています。

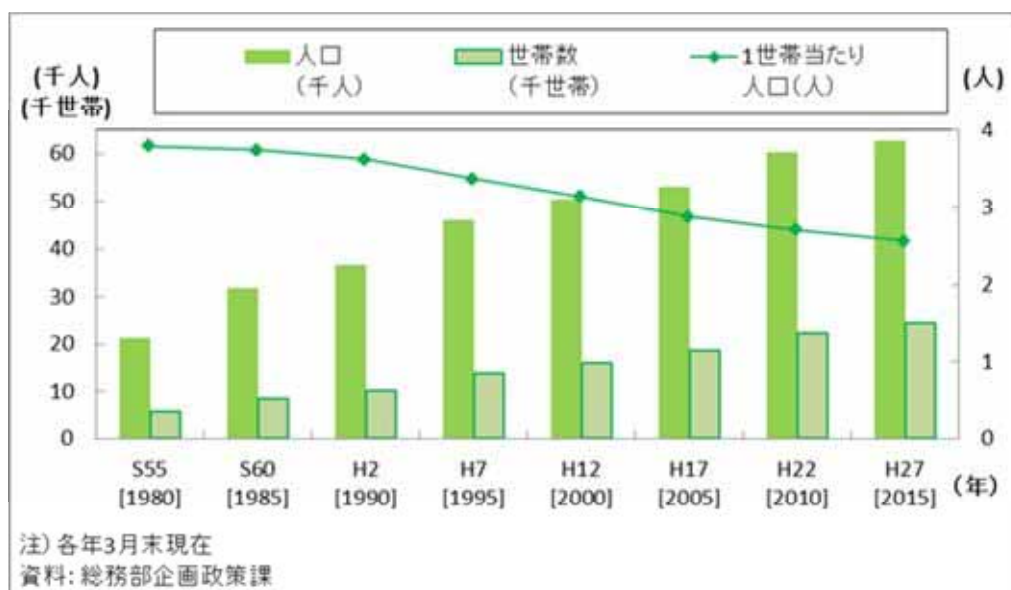


図2-1-3 人口・世帯数の推移

(2) 産業

本市の就業者数は総数で見ると年々増加しています。

産業別に見ると、第1次産業は年々減少、第2次産業は平成7年頃をピークに減少、第3次産業は年々増加しています。



図2-1-4 就業者数の推移

(3) 農業

本市の農業は、県内有数の出荷量を誇る梨などの果実や様々な野菜の生産比率が高いのが特徴です。

農家数は、年々減少傾向にあり、特に兼業農家数の減少が目立っています。

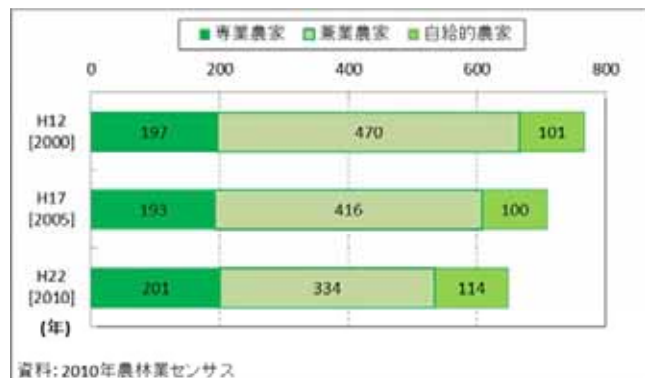


図2-1-5 農家数の推移

(4) 交通

① 交通網

市内の鉄道は、北総鉄道が市の南部を東西に貫いて通り、「白井駅」と「西白井駅」の2つの駅があります。

市内の幹線道路は、市を南北に貫く国道16号や北総線と並走する国道464号、市を東西に貫く県道市川・印西線（木下街道）があります。

これらの鉄道や幹線道路は東京方面や千葉市及び成田空港などへの広域的なアクセス機能を担っています。



図2-1-6 市の交通網

② 鉄道の乗車人員

平成 25 年度の市内駅における 1 日平均乗車人員は合計 11,451 人です。

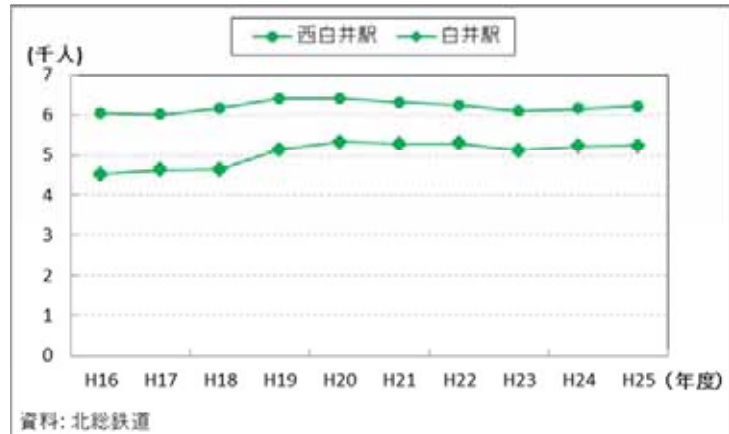


図 2-1-7 市内駅の日平均乗車人員の推移

③ バスの乗車人員

平成 25 年度の本市におけるバスの乗車人員は、▼市内循環バス（ナッシー号）が 16 万 6 千人、船橋新京成バスが合計 14 万 3 千人、ちばレインボーバスが合計 92 万 7 千人です。

ナッシー号の乗車人員は、年々増加傾向を示していますが、民営の路線バスは、路線によっては減少傾向を示しています。



図 2-1-8 市内のバス年間乗車人員の推移

▼市内循環バス：交通不便地域の解消、高齢者などの交通弱者の足の確保、公共施設の利用促進などを目的として路線バス事業者に運行委託し、小型ノンステップバス4台で市内を運行しています。「ナッシー号」という愛称で呼ばれています。

(5) 土地利用

本市の土地利用は、山林面積が昭和 50 年代以降、農地面積が昭和 60 年代以降にそれぞれ減少し、宅地面積が大きく増加しています。

今後、市では、都市計画に関する基本的な方針である「▼白井市都市マスタープラン」(平成 27 年度改訂)に基づき、市域を「市街地ゾーン」、「緑住ゾーン」、「緑農ゾーン」に区分し、メリハリのあ
る土地利用を推進していくこととしています。本文確定は都市マス改訂後

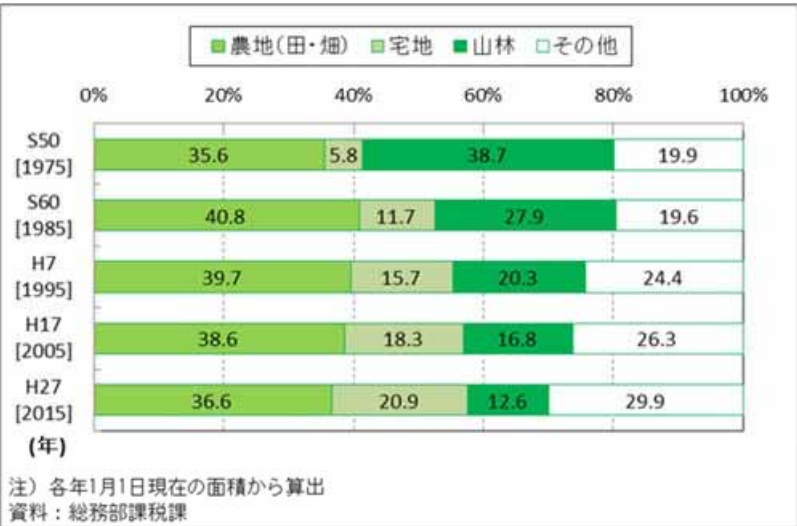
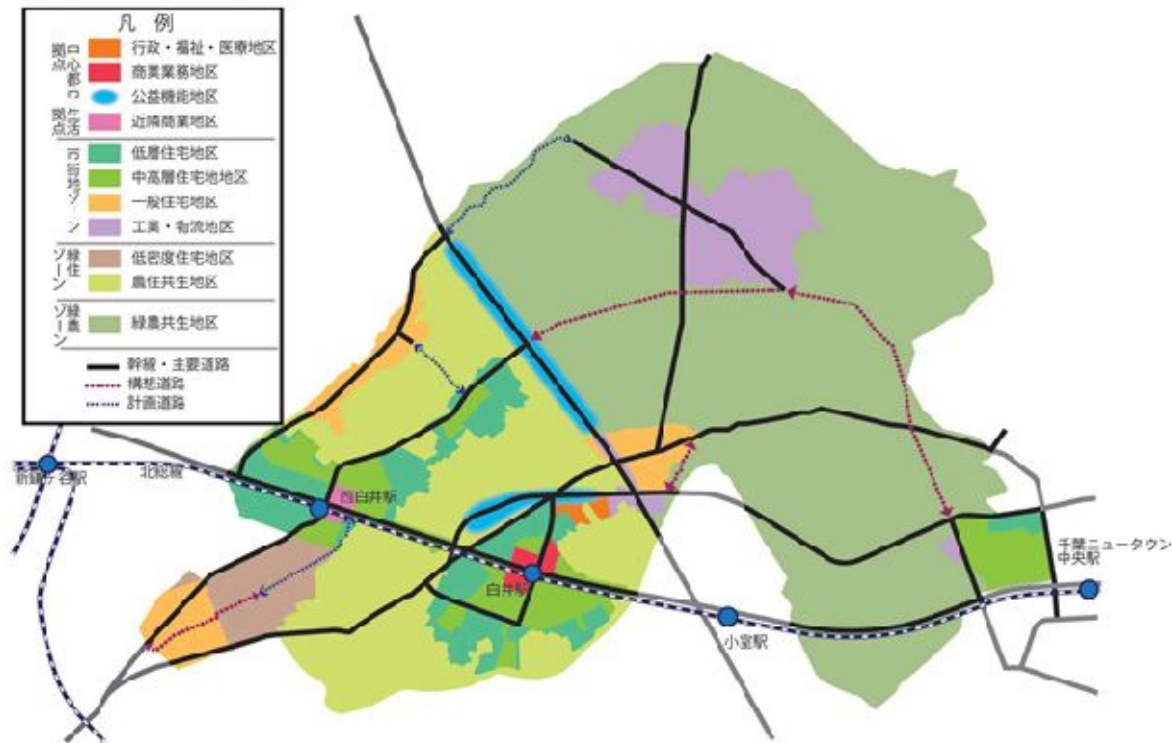


図 2-1-9 地目別土地面積比率



資料: 白井市都市マスタープラン

図 2-1-10 土地利用基本方針

▼白井市都市マスタープラン: 都市計画法第 18 条の 2 で規定される「市町村の都市計画に関する基本的方針」であり、市の総合計画及び千葉県の「印西市計画区域の整備、開発又は保全の方針」に基づき、まちづくりの基本的方針を定めたもので、市の都市計画行政の基本となるものです。

第2節 自然環境の現状と課題

1 農地

農地は、食料生産の場であるだけでなく、雨水を一時的に貯留することによる洪水の防止、美しい景観の形成、多様な生き物の保全、文化の継承など多面的な機能を有しており、その恩恵を多くの市民が享受しています。適切に管理された農地が将来にわたって確保されていくことで、これらの機能もまた十分に発揮されます。

しかし、近年、農業従事者の高齢化や後継者不足、農業収入の減少、相続税対策などを背景に農地の遊休化や宅地化が進み、本市の農地面積は年々減少しています。

市では、昭和 48 年に「白井市農業振興地域整備計画」を策定し、将来にわたり農業のために利用していくべき土地を「農用地区域」として定め保全を図っています。

また、農業振興の取り組みとして、市内の公立保育園や小・中学校の給食での地元農作物の使用や朝市などの直売の支援などをおして「▼地産地消」を促進しているほか、農家による市民農園の開設を促進しています。

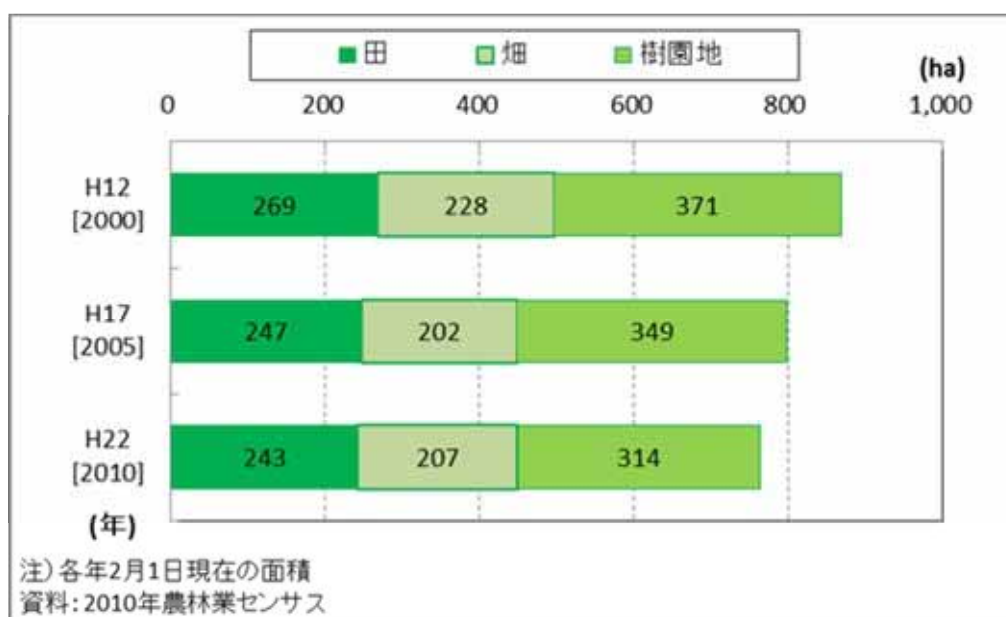


図2-2-1 経営耕地面積の推移

農地の課題

- ◇ 農地減少の背景となっている、後継者不足や農業収入の減少などに対して、有効な対策をさらに講じていく必要があります。

2 森林

市内には、山林、梨園などの樹園地、河川沿いの斜面林など豊かな木々の緑があり、周辺の農地や水辺などとともに、市の原風景ともいえる▼里山の景観を形成しています。適切に管理された森林が将来にわたって確保されていくことは、環境保全の観点からも非常に重要です。

しかし、住宅や事業所などの建設を目的とした開発が進んでいることなどにより、森林面積は年々減少しています。また、残された森林においても、管理が行われず放置されている場所が増えています。

市では、平成25年4月に「白井市森林整備計画」を策定し、森林の持つ機能の維持増進を図り望ましい姿に誘導していくための森林整備の基本的な考え方をまとめ、民有林の伐採の届出があった際にはこの計画との適合性を審査しています。

また、平成26年度からは、県からの権限移譲により、都市計画法に基づく開発許可に関する事務を行っており、秩序ある開発の誘導を図っています。

このほか、▼（仮称）谷田・清戸市民の森整備事業では、谷田・清戸地区に残る、▼湧水の涵養林としても貴重な森林の保全を進めています。

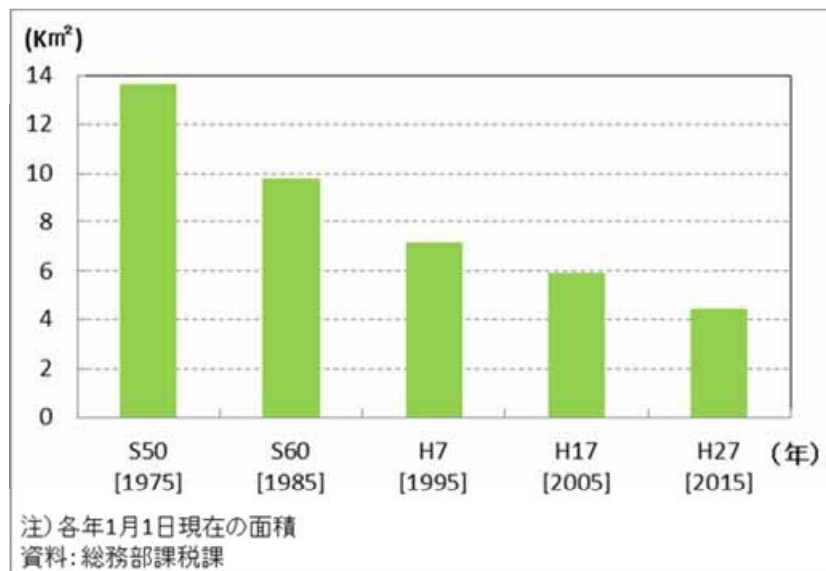


図2-2-2 山林面積の推移

森林の課題

- ◇ 開発許可の権限移譲に基づく秩序ある開発の誘導により、森林面積の減少に一定の歯止めが掛けられましたが、民有林の伐採などに対しては、今後も注意深く状況を見守っていくことが必要です。
- ◇ 残された森林の適切な維持管理を図っていくことが必要です。

▼里山：従来は、木材や堆肥、薪や炭の生産などに利用されていた集落周辺の山林をいいます。昨今、広く農地や周辺の樹林地、水辺など農村の総称として使われています。

▼（仮称）谷田・清戸市民の森整備事業：谷田・清戸地区にある湧水地を中心とした森林、草原及び湿地などからなる里山において、生物多様性を保持する観点からその里山の自然環境を保全・再生する事業。

▼湧水：地下水が崖や谷頭から地表に流れ出たもの。

3 水辺

本市の河川は、一級河川として神崎川、二重川、法目川、富ヶ沢川、野口川、七次川及び下手賀沼（湖沼）の7河川、また、主要な水路として金山落があり、いずれも利根川水系に属しています。

また、市内では、平成10年度の調査で30箇所の湧水が確認されています。

河川や湖沼は、重要な排水機能を担う一方、湧水などとともに、市の貴重な水辺空間として、良好な景観、レクリエーションや癒し、動植物の生息地などの多面的な機能を発揮することが期待されます。

市では、大雨による冠水や浸水を防ぐため、一級河川の管理者である千葉県などとともに、河川改修や水路整備を進めていますが、一部の区間では、適切な排水と、メダカなどの生き物の生息地保全を両立する工事方法を検討しています。

また、湧水については、白井地区の「みたらしの池」を文化財として保護しているほか、谷田地区の「沢山の泉」及び清戸地区の「せんがみの湧水」においては、周囲の森林を含め、「(仮称) 谷田・清戸市民の森整備事業」として保全を進めています。

表2-2-1 市内の河川

河川	延長 (km)
神崎川	14.6
二重川	6.4
法目川	1.5
富ヶ沢川	0.5
野口川	0.4
七次川	0.7

資料：千葉県統計年鑑

表2-2-2 市内の湖沼

湖沼	周囲 (km)	面積 (km ²)
手賀沼	16.7	4.12
下手賀沼	6.1	



水辺の課題

◇ 洪水に対して安心して暮らせる排水機能を確保したうえで、水辺が持つ多面的な機能がバランスよく発揮されるようにしていく必要があります。

4 動植物

野生の動植物は、地域の生態系においてそれぞれが重要な役割を果たし、良好な環境の維持に貢献しているだけでなく、魚釣り、虫捕り、バードウォッチング、森林浴といった楽しみや安らぎ、学びの機会を与えてくれます。

その反面、都市化の進展に伴い、市街地を生息地とする鳥獣が出現するなど、野生動植物が人にとっての脅威や障害となってしまうこともあります。

様々な生物が作り出す豊かな生態系を保護するとともに、市民生活や事業活動に対する悪影響については低減していくことが重要です。

市では、動植物を含めた生物相の全体像を明らかにするため、「白井市生物多様性調査」を実施し平成21年度に結果を取りまとめました。調査の結果、鳥類のオオタカやサシバ、一部のシダ植物など、希少な動植物の生息が確認されています。

また、清水口地区の七次川調整池では、毎年、越冬のためオオハクチョウやカモ類が飛来します。

市では、秩序ある開発の誘導などにより生物の生息地の保全に努めるとともに、県が進めているカミツキガメなどの特定外来生物の防除への協力や、野生動物による農業被害の低減など、野生動植物の適正な管理に取り組んでいます。

表2-2-3 市内で見られる野生動植物の種

分類		確認種数
哺乳類		10種
両生類	カエル類	7種
	サンショウウオ類	1種
爬虫類	ヘビ類	6種
	トカゲ類	3種
	カメ類	3種
鳥類		54種
魚類		15種
昆虫類		2,148種
クモ類		146種
植物	維管束植物	614種
	コケ類	108種
	地衣類	69種

資料：白井市生物多様性調査(H21)結果

動植物の課題

- ◇ 豊かな生態系の保護と、市民生活や事業活動に支障を与えないための適切な野生動物管理を、両面から進めていくことが必要です。

5

公園・緑地

公園や緑地は、私たちの日常生活に潤いと安らぎを与えてくれ、多くの市民が憩いの場を求めて訪れます。公園や緑地の拡充は、生活環境や景観の向上にも寄与し、都市の魅力づくりを進める上で重要な要素となっています。また、維持管理などに市民が参加することで、地域への愛着や人のつながりを深める場となることも期待できます。

市内の▼都市公園面積は年々増加傾向にあります。人口も増加していることから、「白井市都市公園条例」に定める標準面積（1人当たり10㎡）の確保には至っていません。

都市公園のほか、市では、地権者の協力のもと▼市民の森の整備や▼特別保全緑地の指定を行っています。

また、公園への愛着を深め、地域コミュニティ活動の推進を図るため、市では公園の日常管理の一部を自治会や市民団体等に委託しており、管理をしていただける団体を随時募集しています。



図 2-2-4 都市公園の整備状況

表 2-2-4 市民団体が管理の一部を担っている公園

公園・緑地名		公園・緑地名	
1	大森児童公園	17	富士高子供の遊び場
2	清水口児童公園	18	大山南公園
3	豊田第二児童公園	19	豊井沢公園
4	居向児童公園	20	子持山公園
5	北ノ下児童公園	21	二分山合公園
6	豊田第一児童公園	22	清水口西公園
7	八尋児童公園	23	大山口北第一公園
8	七次台児童公園	24	大山口北第二公園
9	池の上第一児童公園	25	南園第五公園
10	池の上第二児童公園	26	豊田西第一公園
11	野口合児童公園	27	本戸公園
12	栄こどもひろば	28	丸山公園
13	一本松公園	29	白井市ふるさとふれあいパーク
14	二軒茶屋公園	30	七次台二丁目緑地
15	三本松公園	31	けやき台緑地
16	けやき台公園	32	清水口西第三公園

合計 32箇所

注)平成27年4月現在。
資料:環境建設部都市計画課

公園・緑地の課題

- ◇ 潤いと安らぎのある生活環境の創出のため、公園・緑地の整備の推進が必要です。
- ◇ 市民グループや自治会と協働した維持管理の推進が必要です。

- ▼都市公園：都市公園法に定めている公園で、主なものは街区公園、近隣公園、地区公園などがあります。
- ▼市民の森：良好な環境の樹林を保全し、森林レクリエーション及び保健休養の場を提供することを目的に設置するものです。
- ▼特別保全緑地：良好な自然環境を有する緑地を保全し、市民の快適な生活環境を確保するため、おおむね1,000平方メートル以上の樹林地などを指定するものです。

第3節 公害の現状と課題

1 大気環境

大気の汚染が進むと、人の呼吸器などを中心に健康への影響が生じる恐れがあります。

市内では、主な汚染物質として▼二酸化窒素、▼浮遊粒子状物質、▼光化学オキシダントの大気中濃度が、県により七次台地区の測定局で監視測定されており、それぞれの物質について国の環境基準が設けられています。

大気汚染物質の主な排出源は工場や自動車などの排出ガスです。大気は流動性が高く、また自動車は移動する発生源であることから、排出抑制には市域を超えた協力が必要となります。

七次台地区での測定結果を見ると、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度は環境基準を大きく下回っていますが、光化学オキシダント濃度については、年に60～90日程度、環境基準を超過する日が生じています。

光化学オキシダントにより生じる▼光化学スモッグに対しては、千葉県が全県で監視を行っており、市では、濃度の一定以上の上昇が懸念されるとき、県からの情報提供に基づき市内で注意喚起を行っています。

また、近年西日本を中心に濃度上昇が多発している微小粒子状物質（PM2.5）についても、県からの情報提供に基づく注意喚起を行っています。

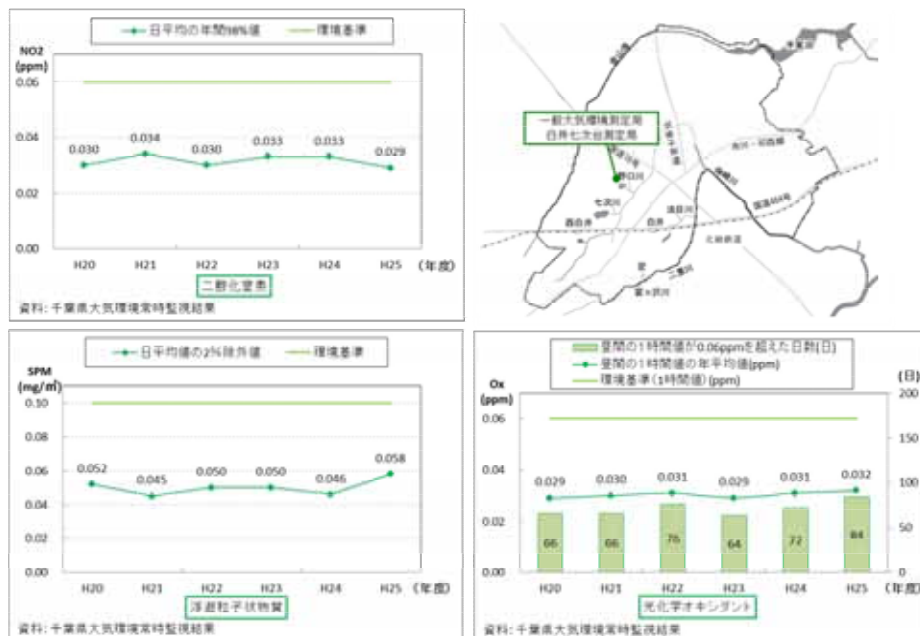


図2-3-1 大気環境の状況

大気環境の課題

- ◇ 削減が進んでいない汚染物質を中心に、国・県・他市町村などと協力し排出削減に取り組んでいくことが必要です。
- ◇ 健康被害を未然に防ぐため、汚染物質の監視や必要な注意喚起を迅速・確実に行うことが必要です。

▼二酸化窒素：石油や石炭などの窒素を含んだ燃料などの燃焼により発生し、酸性雨の要因の1つです。

▼浮遊粒子状物質：大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が10ミクロン以下の物質です。

▼光化学オキシダント：大気中の窒素酸化物や炭化水素などの一次汚染物質が、強い太陽光の紫外線により光化学反応を起こして生じるオゾンなどの酸化性物質（オキシダント）の総称です。

▼光化学スモッグ：太陽光線（紫外線）によって作られた光化学オキシダントなどが空中に停留し、スモッグ状になることをいいます。

2 騒音・振動・悪臭

(1) 騒音・振動

騒音・振動は、悪臭とともに感覚公害と呼ばれ、人間の感覚や心理面に影響を与えるものです。

市に苦情が寄せられる騒音・振動の主な発生源は工場・作業場、建設作業、道路（通行車両）などです。

市では、市公害防止条例に基づき、騒音・振動の発生源となる重機の使用や機械の設置に対し事前の届出を義務付け、規制基準値を超える騒音・振動の発生防止に努めています。

また、道路の通行車両による騒音・振動の防止のため、路面補修など、道路の適切な維持管理に努めています。

(2) 悪臭

悪臭は、一般的に不快なおいの発生により、人間の感覚に直接作用し、嫌悪感を与える代表的な感覚公害であり、一過性、局地的である場合が多くあります。

においを出す物質の数は数十万と言われ、これらの成分には相乗・相殺作用があり非常に複雑となっています。

市に苦情が寄せられる悪臭の多くは、農畜産業や製造業などの事業活動に伴うものや浄化槽排水などです。

市では、悪臭防止法に基づき、工場や事業所における事業活動に伴い発生する悪臭に対する規制地域・規制基準を定めているほか、基準以下の悪臭についても、苦情があった際には現地調査を行い原因者に改善を求めるなど、悪臭の防止に努めています。

騒音・振動・悪臭の課題

- ◇ 工場・作業場、建設工事、道路（通行車両）などから発生する騒音・振動の防止が必要です。
- ◇ 事業活動や浄化槽排水などからの悪臭の防止が必要です。

3 水質

(1) 河川・湖沼

各家庭からの生活排水、工場・事業場からの排水及び山林・農地・市街地などの表流水からの汚れが自然の浄化能力を超えて流入すると河川の水質汚濁が発生します。

市では、公共用水域の水質汚濁の状況を監視するため▼BOD や▼COD などの水質調査を実施しています。

近年は公共下水道の整備が進み、また、▼合併処理浄化槽などの普及や適正な維持管理が進められたことによって、一部の河川では水質が改善してきていますが、湖沼（下手賀沼）については、環境基準値を達成できない状況が続いています。

市では、平成 24 年度に「白井市生活排水処理基本計画」を策定し、公共下水道への接続及び合併処理浄化槽の設置を促進しています。

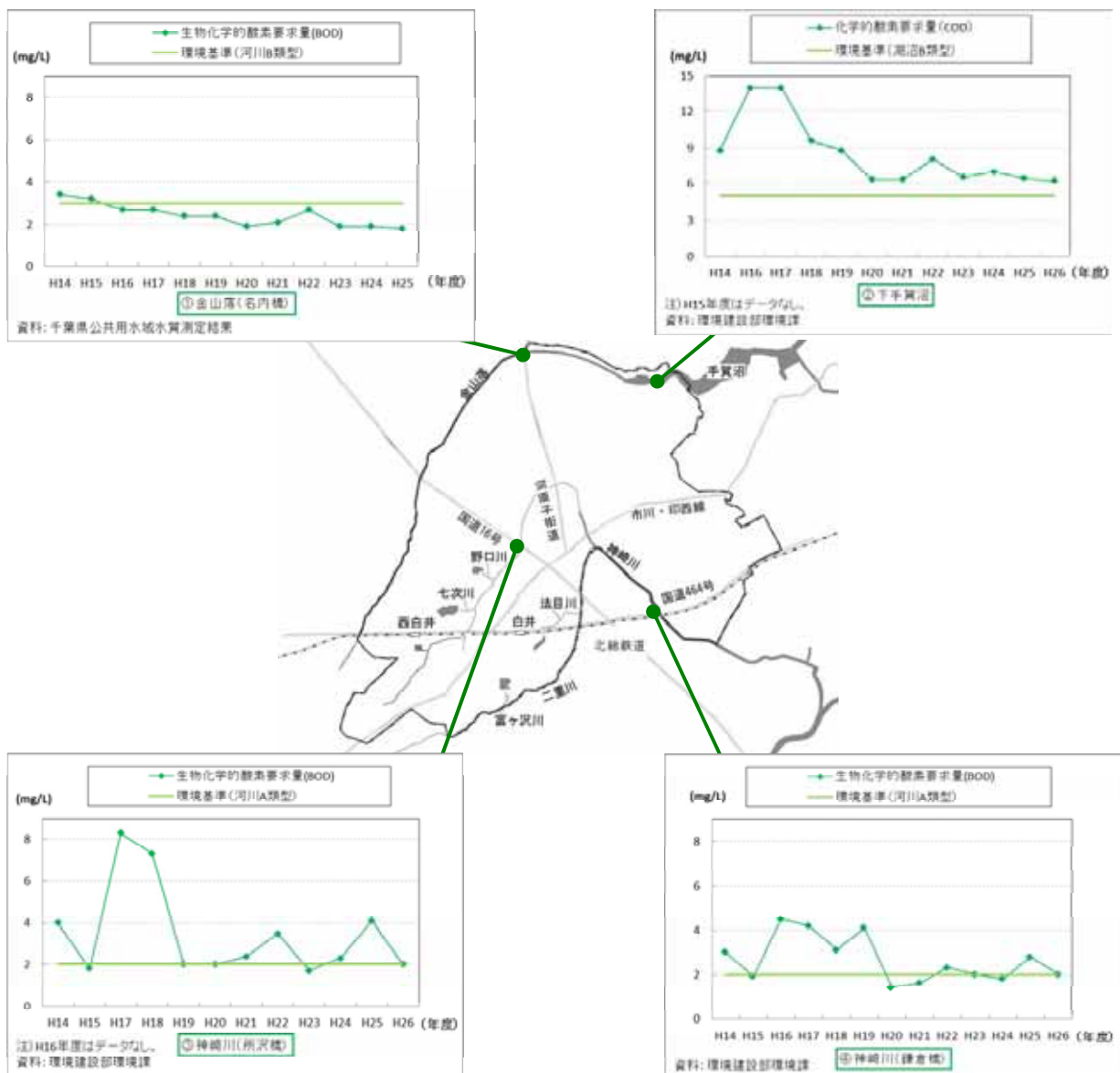


図2-3-2 河川・湖沼の水質状況

- ▼BOD (生物化学的酸素要求量): 水中の有機物が微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素量です。河川の水質汚濁の代表指標です。
- ▼COD (化学的酸素要求量): 水中の有機物を酸化剤で化学的に分解したときに消費される酸素量です。海域や湖沼の水質汚濁の代表指標です。
- ▼合併処理浄化槽: し尿と、台所や風呂から出る生活排水を合わせて処理する槽で、し尿だけを処理する単独処理浄化槽と比べると大幅に浄化能力が高くなっています。

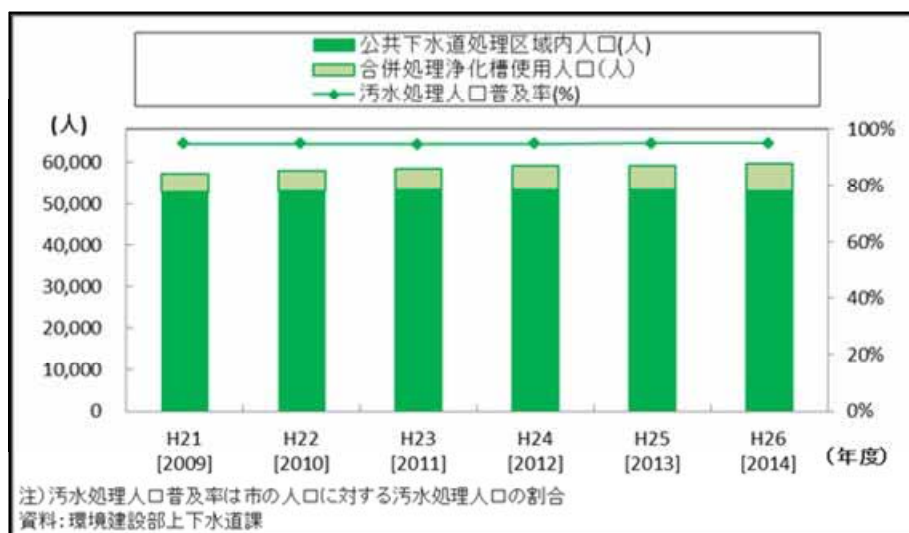


図2-3-3 公共下水道及び合併処理浄化槽の普及状況

(2) 地下水

地下水は、安心な飲料水として利用されてきましたが、産業の発展に伴い自然界において分解されにくい物質や生物体に悪影響を及ぼすような多種多様な化学物質が使用されるようになり、これらが地下水に混入するという状況が生じています。

本市においては、トリクロロエチレンなど揮発性有機化合物による地下水汚染が下記の地区で確認されており、調査や対策を進めています。

● 神々廻地区

平成10年度にばっ気処理施設を汚染源に設置し、汚染水を汲み上げ浄化してきたことにより一定の成果を得ましたが、未だ飲用基準の全面的な達成には至っていないことから、調査を継続しています。また、飲用基準を超過した井戸の所有者に対しては、浄水器の貸与を実施しています。

● 工業団地及び周辺地区

汚染物質が検出された井戸について、継続的に水質調査を実施しています。また、効果的な浄化対策を進めていくため、平成15年度から地下水汚染機構解明調査を実施しています。

● 平塚地区及び復四地区

汚染状況の把握のため、汚染物質が検出された井戸について、継続的に水質調査を実施しています。

水質の課題

◇水質が環境基準を達成していない下手賀沼や神崎川を中心に、県や他市町などと協力し水質浄化を図っていく必要があります。

◇地下水汚染の調査や浄化対策の継続が必要です。

4 有害化学物質

(1) ▼ダイオキシン類

ダイオキシン類は廃棄物の焼却や金属精錬などによって発生するもので、発がん性など健康への影響が懸念されています。

ダイオキシン類対策特別措置法により、ダイオキシン類を発生する特定施設には、排出基準の遵守と年1回以上の測定義務が課せられています。

本市では、平成13年度からダイオキシン類の大気環境調査を継続的に実施しており、濃度は年々減少しています。

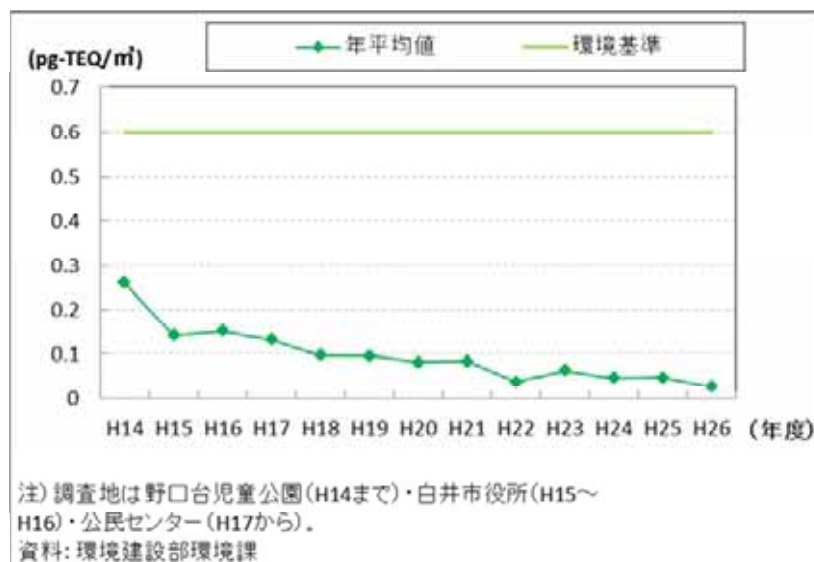


図2-3-4 大気中のダイオキシン類の推移

(2) ▼アスベスト

アスベスト（石綿）は、多くの製品や建築物に使用されてきましたが、発がん性などの健康影響を有するため、現在では製造・使用が禁止されています。

また、アスベストを使用した施設の解体に際しては、適切な飛散・ばく露防止の措置をとらなければなりません。

市では、公共施設における飛散の心配があるアスベストの除去工事を平成21年度までに完了しました。また、アスベスト問題に関して、情報の共有化を図り、迅速かつ適切に対処していくため、「白井市アスベスト対策連絡会議」を平成17年9月に設置しています。

有害化学物質の課題

◇ ダイオキシン類、アスベストなどの有害化学物質に対し継続的に注意を払っていくことが必要です。

▼ダイオキシン類：廃棄物などの焼却の過程で非意図的に生成される化学物質で、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）を加えた数百種類の有機塩素化合物などを総称してダイオキシン類といいます。

▼アスベスト：繊維の1本1本が非常に細く、不燃・耐熱性、絶縁性、耐薬品性、耐久性、耐磨耗性などに優れた性質を保有していますが、有害性が高いため使用が禁止されています。

5

公害苦情

公害に関する苦情は、日常生活に密着した問題が多く、年々複雑かつ多様化しています。

市では、白井市公害防止条例に基づき、公害に関する苦情について市民の相談に応じています。平成26年度の公害苦情件数は合計141件であり、種類別では大気や騒音・振動に関する苦情が多く寄せられています。

市では公害苦情が寄せられた場合、現地調査を行い、原因者に対し改善を指導するなどの対応をとっています。

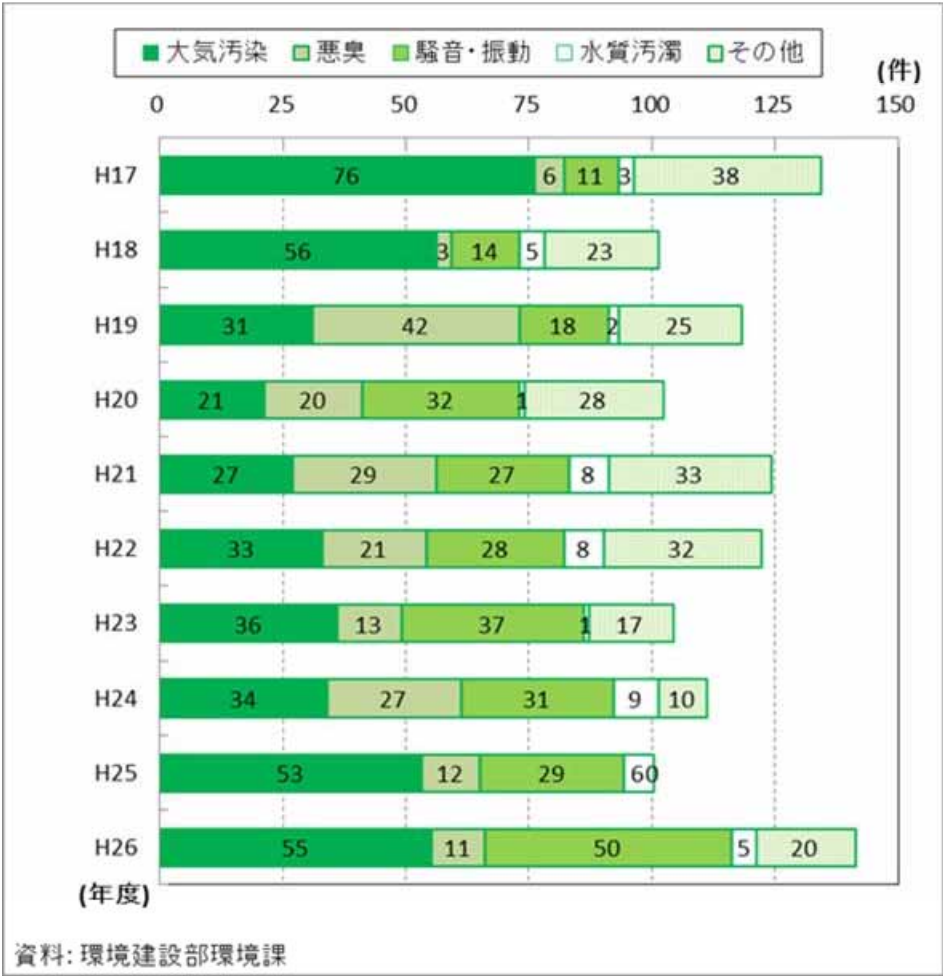


図 2-3-5 公害苦情件数の推移

公害苦情の課題

◇苦情が増えている大気や振動・騒音に関する公害対策に重点的に取り組む必要があります。

6 放射性物質

(1) 放射性物質

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所事故では、放射性セシウムなどの放射性物質が大気中に大量に放出されました。その一部は風により白井市を含む千葉県西北部を通過し、降雨とともに地表面などに沈着または滞留したものと考えられています。

放射線の被ばく形態は、地表や大気中など体外に存在する放射性物質による外部被ばくと、飲食や呼吸に伴い体内に侵入した放射性物質による内部被ばくに大別されます。

市では、外部被ばく対策として、平成24年4月に「白井市除染実施計画」を策定し、子供の生活環境を優先して公共施設や住宅等の除染を進めてきました。この結果、平成26年度には市内の平均空間放射線量率は約半減し、国が定める基準値である毎時0.23マイクロシーベルトを大きく下回る値となっています。

「白井市除染実施計画」は平成26年度で終了しましたが、市では引き続き空間放射線量率のモニタリングを行い、必要に応じて局所的な除染を行っていくこととしています。

また、内部被ばく対策としては、学校給食食材等の食品の放射能検査や、体内に蓄積した放射性物質の濃度を測定するホールボディカウンタの測定費用の一部助成などを行っています。

さらに、甲状腺疾患など、中長期的な健康不安に対し適切に対応できるよう、国の動向や、福島県において継続的に行われている県民健康調査の結果などを注視しています。

表2-3-1 市内各地区の平均空間放射線量率の変化

地区 (白井市除染実施計画による区分)	空間放射線量率($\mu\text{Sv/h}$)		低減率 (A-B)/A
	A 平成24年1～2月 (除染実施計画策定時)	B 平成26年5～7月	
池の上(1丁目)	0.18	0.10	44%
池の上(2・3丁目)	0.24	0.10	59%
今井	0.18	0.10	44%
大山口	0.18	0.08	56%
折立	0.23	0.12	48%
河原子	0.26	0.10	61%
木	0.23	0.11	50%
清戸	0.25	0.13	49%
けやき会	0.22	0.12	45%
桜会	0.29	0.12	58%
笹塚(1丁目)	0.22	0.10	55%
笹塚(2・3丁目)	0.23	0.12	48%
神々廻	0.23	0.12	48%
清水口	0.17	0.09	47%
白井	0.23	0.13	45%
大松	0.15	0.07	53%
谷田、武西	0.23	0.12	49%
富塚	0.25	0.13	49%
十倉一	0.27	0.13	51%
名内(小名内・入谷・鹿敷附・鹿敷廻)	0.24	0.14	42%
名内(上記以外)	0.20	0.11	45%
中	0.23	0.11	51%
七次会(1・2丁目)	0.20	0.09	55%
七次会(3・4丁目)、野口	0.23	0.11	53%
西白井(1・2丁目)	0.19	0.09	53%
西白井(3・4丁目)	0.23	0.11	51%
根(下郷谷・上入塚)	0.23	0.10	58%
根(上記以外)	0.18	0.09	50%
平塚	0.20	0.11	45%
根(初崎・中山・道祖神・会山・西ノ内・城際)	0.23	0.11	53%
根(上記以外)	0.15	0.08	47%
富士	0.16	0.09	44%
堀込	0.23	0.10	56%
南山	0.20	0.10	50%
平均	0.21	0.11	49%

資料：環境建設部環境課

放射性物質の課題

- ◇ 外部被ばく・内部被ばくのそれぞれについて、市民の不安を払拭し、事故以前の生活を取り戻していくことが必要です。

第4節 生活環境の現状と課題

1 景観・文化財

(1) 景観

景観は、自然や建築物・工作物、遠くの山並みなど、視覚により総体的に捉えられる風景のことであり、地域の特徴や印象を形成するものとなります。良好な景観とは、風景を形づくる要素の規模・形態・色彩などが調和し、その地域や場所の個性を表わしている状態といえます。

市では、都市計画に関する基本的な方針である「白井市都市マスタープラン」(平成27年度改訂)において、市街地及び田園集落地における景観の基本方針を定め、それぞれにおいて「白井らしさを感じることのできる空間形成を目指した計画的な景観誘導」と「市民の景観に関する取組みへの支援及び意識の醸成」を図っていくこととしています。本文確定は都市マス改訂後

また、市内には桜並木や梨園、河川沿いの斜面林など豊かな緑があり、四季を通じて美しい景観を形成しています。市ではこれらの場所を「しろい散策マップ」などによって紹介しています。

(2) 文化財

文化財は、先人から受け継いだ貴重な伝統文化や歴史的遺産であり、国や自治体の指定に基づき保護が行われています。

天然記念物や史跡、歴史的建造物などの文化財は、その周囲にも古くからの自然環境や優れた景観が残されていることが多く、文化財の保護は結果的に良好な環境の保全につながることもあります。

市内には、歴史的建造物や史跡、巨樹・巨木などが数多く存在します。市では、これらのうち特に貴重なものを文化財として指定し保護しています。

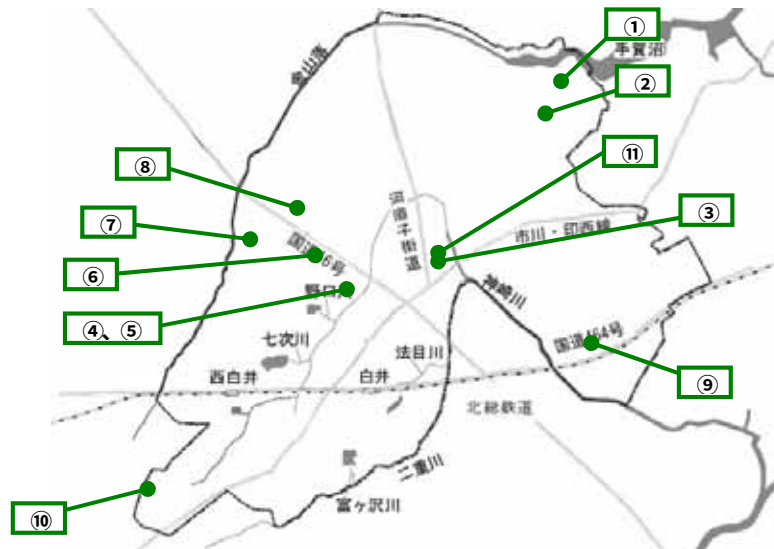


図2-4-1 市内の文化財（建造物・史跡・天然記念物）

景観・文化財の課題

- ◇ 地域特性を活かし、調和のとれた景観形成の推進が必要です。
- ◇ 良好な環境の保全にもつながる文化財の保護を着実に行うことが必要です。

2 不法投棄

不法投棄は、法令で定められていない方法により、ごみをみだりに投棄する犯罪行為であり、主に山林などの人目につかない場所で多く発生し、景観や風紀を損なうとともに、環境汚染や火災などの原因にもなります。

市内における不法投棄は全体として減少してきていますが、道路沿いや空き地及び山林などを中心に未だ後を絶たない状況で、投棄されたごみは、家具などの粗大ごみや家電製品、建設廃材、古タイヤなど様々です。

平成19年度に粗大ごみの有料化が実施されてから平成20年度まで粗大ごみの不法投棄が増加しました。また、平成17年度から平成20年度にかけて家電製品の不法投棄が減少しましたが、これは、家電リサイクル法に基づくリサイクルの定着や買い替え時の引き取り、下取りサービスで回収されるようになったことが減少要因のひとつと考えられます。

市では、監視カメラの設置や監視パトロールを実施し、不法投棄の防止及び投棄物の早期発見・撤去に努めるとともに、警察や関係機関と連携を図り、投棄者の特定に努めています。

なお、ごみの焼却は、法令に基づき行う処理を除いて原則禁止されていますが、日常生活を営むうえで通常行われる軽微なもの（たき火等）や農業を営むためにやむを得ないものなどについては例外とされています。しかし、野焼きによる煙や臭いには苦情も多く、市では、例外となる焼却であっても、生活環境に著しい影響を与えている場合は、中止などの指導をしています。

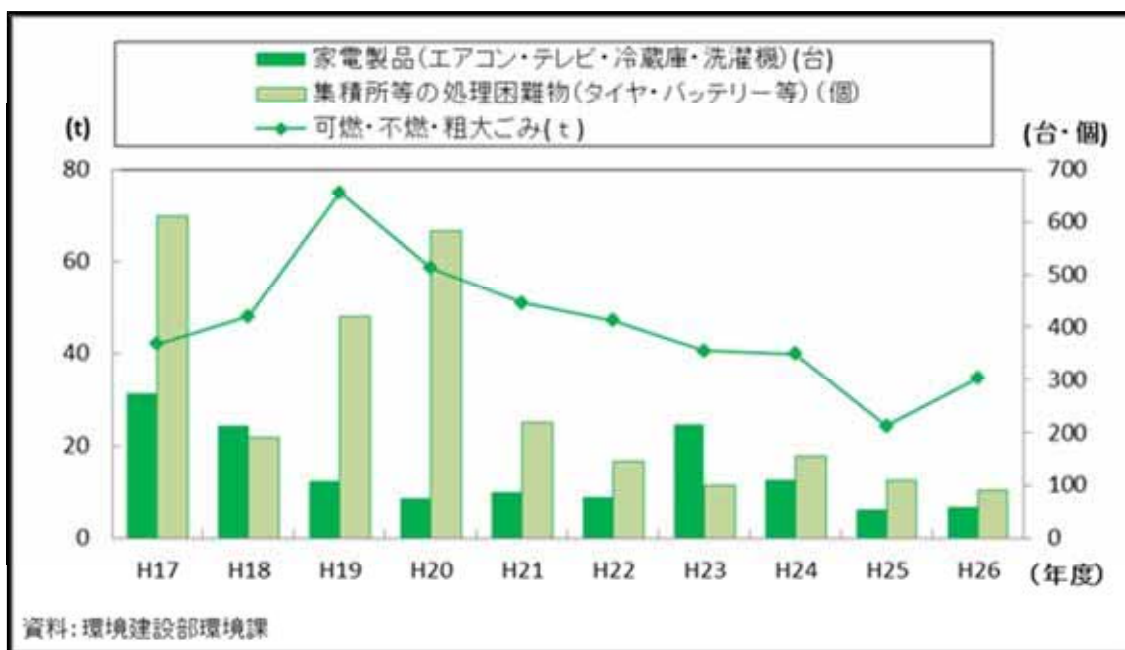


図2-4-3 不法投棄の状況

不法投棄の課題

- ◇ ごみが捨てられない環境づくりを進め、不法投棄を未然に防止していくことが必要です。
- ◇ ごみの野焼きに対しては、生活環境への影響が生じないように、きめ細かい対応をとっていくことが必要です。

第5節 廃棄物・資源の現状と課題

1 廃棄物・リサイクル

人の活動に伴い発生するごみの排出源は大きく分けて事業活動と家庭生活にわけられます。事業活動により発生するごみのうち、燃え殻や汚泥など特定の品目は法律により「産業廃棄物」に位置付けられ、排出事業者が処理責任を負うこととなりますが、家庭ごみなどの「一般廃棄物」については、原則として市町村が処理を行います。

ごみ処理については全国的に最終処分場の確保の難航や収集・処理・処分に係る社会的コストの増大などが問題になっており、排出量の抑制が求められています。

また、ごみの中には多くの資源物が含まれており、分別の徹底などによる再資源化の推進が求められています。

本市の一般廃棄物の総排出量は、平成18年度をピークに減少傾向が見られましたが、平成22年度以降は概ね横ばいとなっています。このうち、総排出量の7割以上を占めている家庭系ごみについては僅かに減少の傾向が続いており、平成26年度の市民1人1日平均排出量は501g/人・日となっています。ただし、ここ数年の排出量の減少は、発生抑制の取り組みの効果だけでなく、景気減速や消費低迷が大きく関係しているものと考えられます。このため、景気が好転し消費が活性化してくると排出量もリバウンドする可能性があります。

市では、ごみ排出量削減のため、「ごみ減量化・資源化基本方針（行動ガイドライン）」（平成26年度改訂）により、市民1人1日当たりの家庭系ごみの排出量を平成35年度に455グラムまで減量することを目標に定め、生ごみの水切りや、マイバッグ・マイボトルの使用などを市民に呼びかけています。

また、家庭から収集、または事業者が手数料を支払って搬入した一般廃棄物のうち、「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」及び「粗大ごみ」については、印西地区環境整備事業組合の「印西クリーンセンター」で中間処理（焼却、破碎）したうえ、「印西地区一般廃棄物最終処分場」において最終処分（埋立）していますが、「資源物」、「廃食用油」及び「小型家電」については、中間処理業者を通じて素材等へのリサイクルを図っています。

一般廃棄物排出量に占める資源化量及び資源化率は近年減少の傾向が続いています。

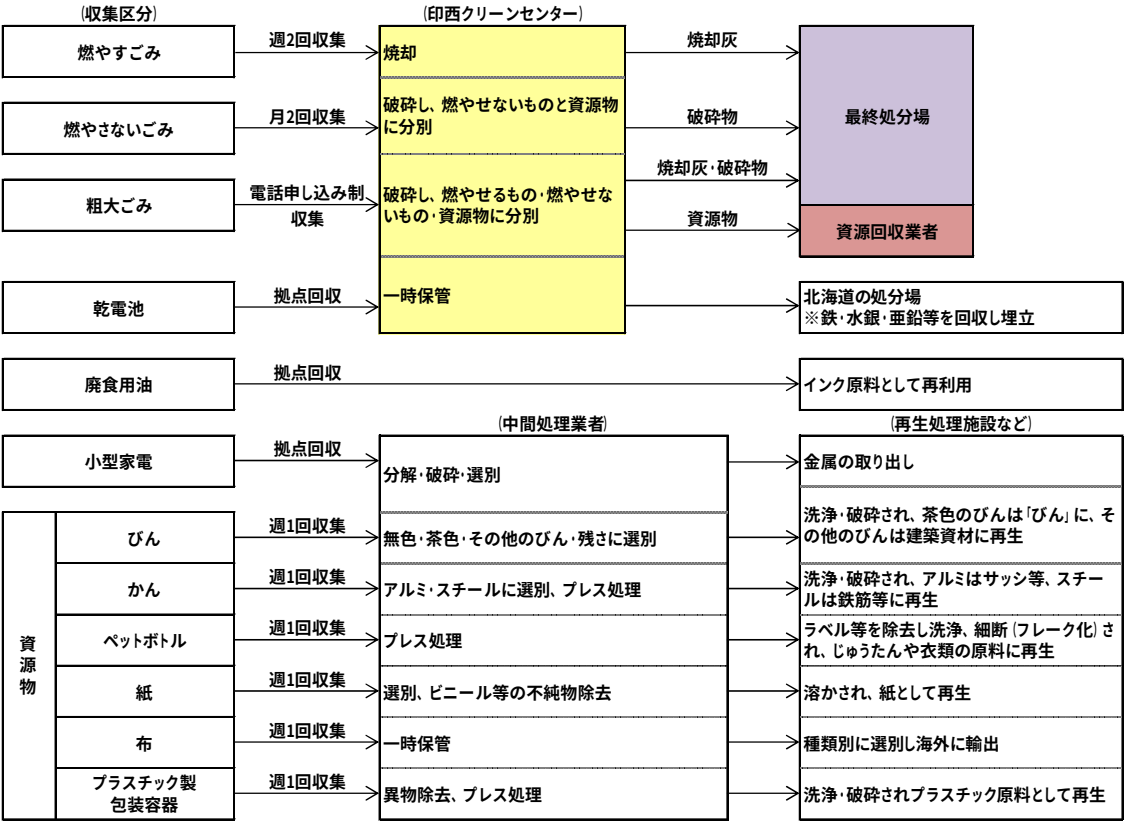


図2-5-1 ごみ処理の流れ

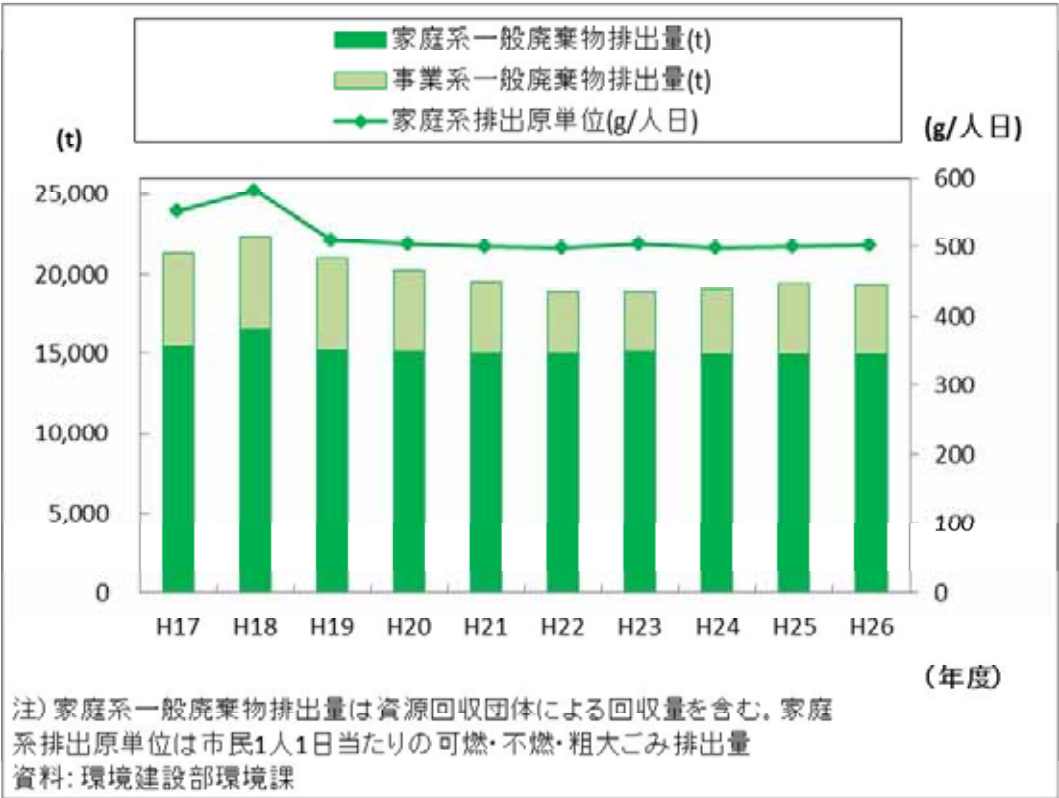


図2-5-2 一般廃棄物排出量の推移

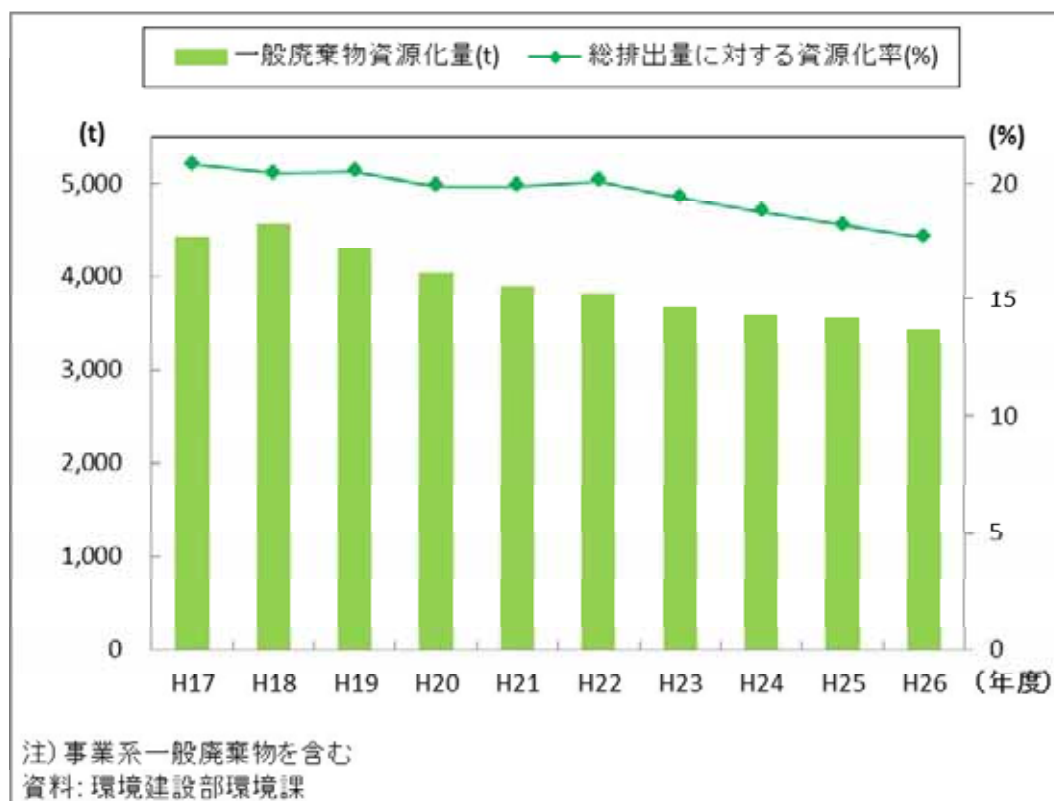


図2-5-3 一般廃棄物の資源化量の推移

廃棄物・リサイクルの課題

- ◇ 一般廃棄物の排出量を引き続き抑制していく必要があります。
- ◇ 資源化量・資源化率の改善を図っていく必要があります。

2 エネルギー

現在の市民生活や経済活動を支えるエネルギー源は石油、石炭、天然ガスといった化石燃料に大きく依存していますが、これらはいずれも限りのある天然資源であるとともに、燃焼に伴い発生する二酸化炭素などは地球温暖化の原因にもなります。

このため、化石燃料への依存度がより低い社会の構築が求められており、その主な手段として、省エネルギーの推進と▼再生可能エネルギーの活用があげられます。

本市周辺の電力使用量は平成 23 年の東日本大震災を機に減少が見られるものの、その後は横ばいで推移しています。

また、都市ガス消費量についても過去 5 年間程度はほぼ横ばいとなっています。

市では、住宅用太陽光発電及び住宅用高効率給湯器の設置費に対して補助金を支給し普及を促すなど、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用拡大を推進しています。

また、市内における事業者の取り組みとして、平成 20 年から、市の特産品である梨の剪定枝などを利用した▼バイオマスガス化発電施設が稼働しています。剪定枝をリサイクルすることで、野焼きの低減にもつながっています。



図 2-5-4 白井市及び周辺地区の電力消費量の推移

▼再生可能エネルギー：太陽光発電、地熱発電、風力発電、バイオマス発電・熱利用など自然に再生するエネルギーのことで、環境特性に優れています。

▼バイオマス：動植物から生まれた再生可能な有機資源のことで、代表的なものに家畜排泄物や生ごみ、木くずなどがあります。



図2-5-5 白井市における都市ガス消費量の推移



図2-5-6 バイオマスガス化発電施設

エネルギーの課題

- ◇ 省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用拡大をととして、化石燃料によるエネルギーのさらなる消費削減を図っていく必要があります。

第6節 環境保全活動の現状と課題

1 環境学習・環境教育

環境学習・環境教育とは、環境や環境問題に対する関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得するための学習・教育のことです。

今日の環境問題は、身近な生活環境の問題から地球規模の問題まで多種多様化しています。これらの環境問題の解決には、市民、行政、事業者などの各主体が環境に関心を持ち、環境に対する責任と役割を理解し、環境保全活動に参加する態度及び環境問題の解決に資する能力を育むことが重要です。

市では、市民が環境に関心を持ち、また環境保全活動に参加する契機となることを目的に、毎年「▼白井市環境フォーラム」を開催しています。

また、市職員が市政の取り組みなどを出張説明する「白井なるほど行政講座」や、地域活動の中心となる人材を育成する「白井市民大学校」において、白井市の自然や環境についての講座を用意しています。

さらに、市民団体等が行う自然観察会や環境関連施設見学などに対し後援・共催を行っています。

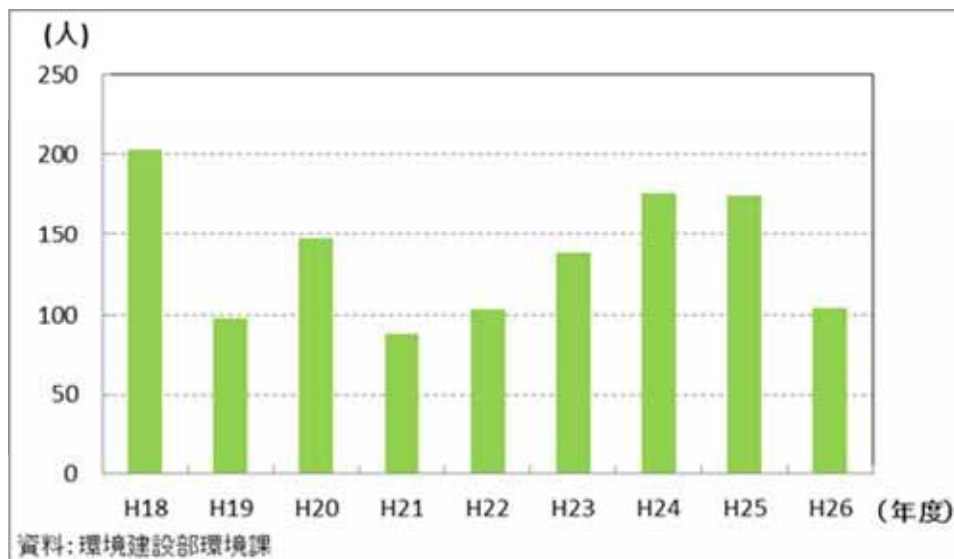


図2-6-1 「白井市環境フォーラム」参加者数

環境学習・環境教育の課題

- ◇ 市、市民、市民団体及び事業者など、環境に関わる各主体の環境保全への関心や理解を深めていく取り組みが必要です。

▼白井市環境フォーラム：市民、市民団体、事業者及び市が一体となり、各主体の意識の高揚を図り、連携・協力して環境保全活動を実施していくための集会（基調講演や事例発表など）。

2

環境保全活動

環境保全に対する意識の高まりを背景として、各地で市民、市民団体、事業者などによる自主的な環境保全活動が盛んに行われています。

白井市第5次総合計画前期基本計画（素案）においても「みどりが価値を生み出すまちづくり」において、地域の環境保全活動や▼グランドワークは重要な実施主体と位置付けられています。本文確定は総合計画決定後

地域でのこのような取り組みがさらに広がっていくことにより、環境保全が一層効果的に推進されることが期待されます。

市内には多数の市民団体があり、環境保全に関する活動も盛んに行われています。市では、市民団体の活動拠点となる「市民活動推進センター」を開設して活動や交流を支援しています。

また、市では、市民、市民団体、事業者との協働による環境保全活動を行っています。市民参加による一斉清掃活動である「ごみゼロ運動」には毎回5,000人近い市民が参加しているほか、花づくりを通じて地域・職場・道路などを美しくする「花いっぱい運動」では、参加団体に花の苗などを配布し環境美化及びその意識の高揚を目指しています。

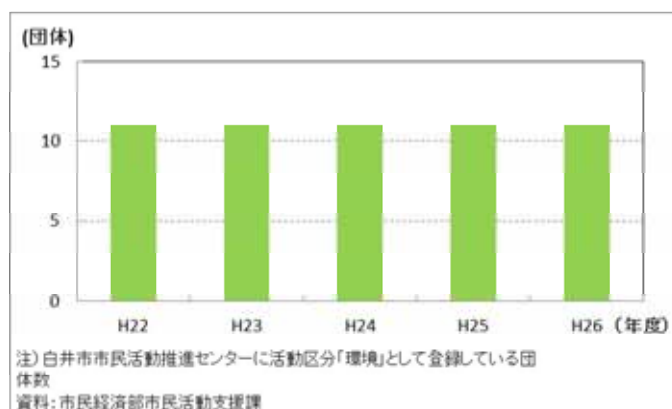


図2-6-2 市内の環境関係活動団体数

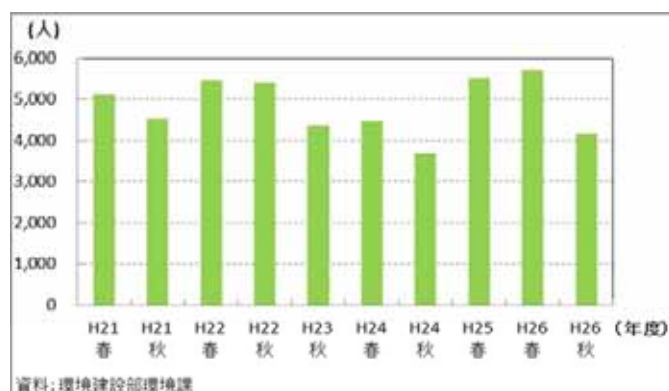


図2-6-3 ごみゼロ運動の参加者数

環境保全活動の課題

- ◇ 市民、市民団体、事業者などの自主的な取り組みや市との協働による環境保全活動の更なる推進が必要です。

▼グランドワーク：グランド（生活の現場）に関するワーク（創造活動）といった意味で、市民、市民団体、事業者及び市が連携して地域の環境保全の取り組みを行う活動。

第7節 地球環境の現状と課題

1 地球環境

(1) 地球温暖化

地球は、太陽からのエネルギーで暖められ、暖められた地表から熱が放射されます。大気中に含まれる二酸化炭素(CO₂)やメタンなどの温室効果ガスは、地表から放射される熱を吸収する働きを持っています。これにより、地球の平均気温は14℃前後に保たれ、人間をはじめ生物が生きるのに適した環境が保たれています。

しかし、温室効果ガスの量が増えると、大気中の熱の吸収量が多くなり、地球の気温が上昇します。この現象を「地球温暖化」といいます。人間の活動に伴う温室効果ガスの排出量は急増しており、このまま地球温暖化が進むと、異常気象の頻発、野生生物や生態系への影響、農林漁業への被害などが懸念されます。

温室効果ガスの排出量はエネルギー使用量に概ね比例します。このため、温室効果ガスの排出を抑制するためには、省エネルギーの推進や再生エネルギーの利用拡大を社会に定着させていくことが重要です。

市では、地球温暖化防止対策の一環として、平成17年度に「白井市地球温暖化防止対策実行計画」を策定し、市役所などの公共施設からの温室効果ガスの排出削減に取り組んでいます。現行計画（平成27年4月改訂）では、平成25年度の排出量を基準として、平成29年度までに、省エネルギーの推進などにより温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算）を4%削減することを目標としています。

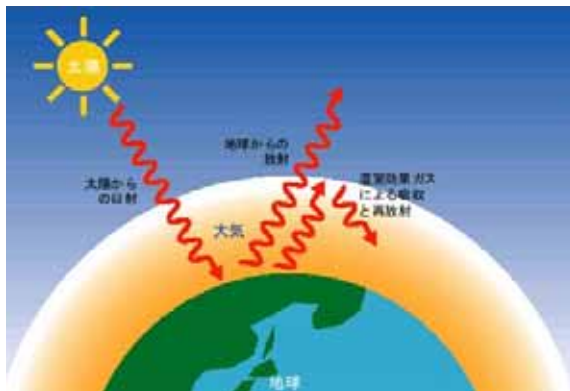
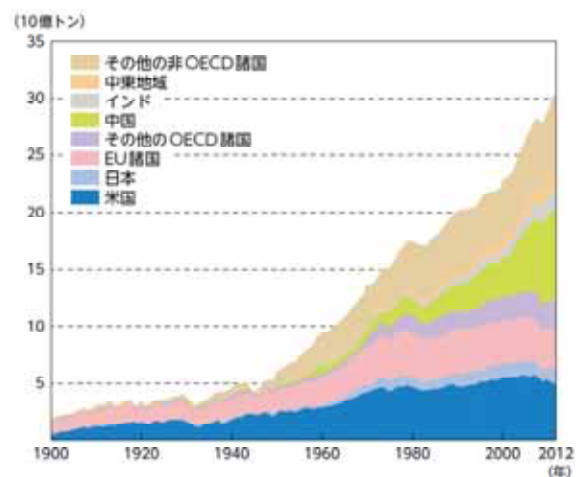


図2-7-1 地球温暖化の概念



資料：「平成26年版 環境白書」（環境省）

図2-7-2 主要国別エネルギー起源CO₂排出量の推移

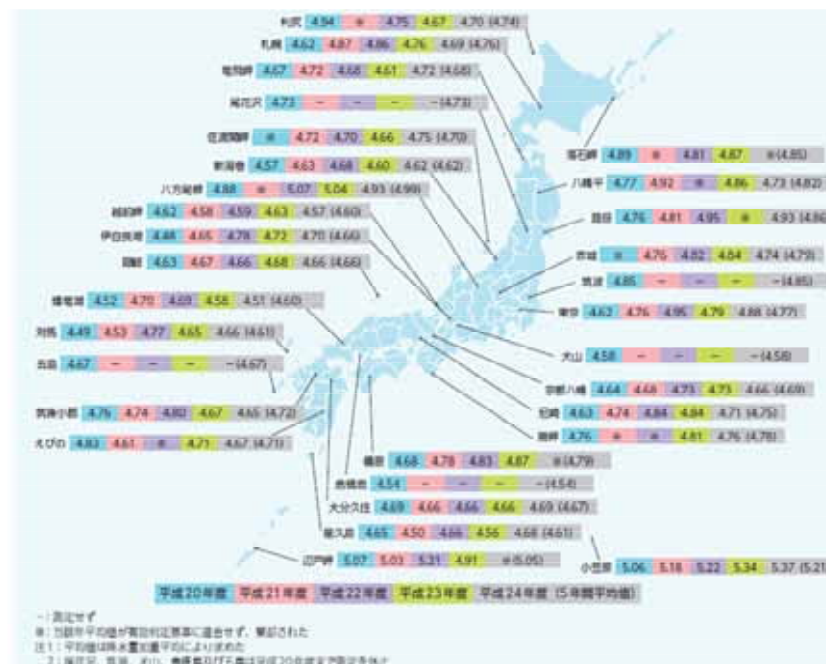
(2) 酸性雨

酸性雨とは、pH（水素イオン濃度）が5.6以下の雨のことで、石油や石炭をもやすときにできる二酸化硫黄や二酸化窒素が大気中で酸化し、雨にとけて地上にふってくる現象を言います。

酸性雨の環境問題は、湖沼や河川の酸性化による魚類などへの影響、土壌の酸性化による森林への影響、建造物や文化財への影響などが懸念されています。

酸性雨は、原因物質の発生源から数千 km も離れた地域にも影響を及ぼす性質があり、国境を越えた広域的な現象であるため、我が国では、昭和 58 年度から酸性雨のモニタリングやその影響に関する調査研究を実施しています。全国平均値で pH4 台の酸性雨が観測されていますが、現時点で酸性雨による被害は明らかになっていません。一般に酸性雨による影響は長い期間を経て現れると考えられているため、現在のような酸性雨が今後も降り続けば、将来、酸性雨による影響が顕在化するおそれがあります。このため、今後も引き続き酸性雨の監視及び影響評価を行うとともに、原因となる大気汚染物質の排出の抑制が求められます。

市では、県による大気汚染物質濃度の監視測定結果を注視するとともに、酸性雨の影響評価などについて情報を収集しています。



資料：「平成 27 年版 環境白書」（環境省）

図 2-7-3 降水中の pH の推移

地球環境の課題

- ◇ 省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用拡大の流れを市民生活や事業活動に定着させていくことが必要です。
- ◇ 酸性雨の原因となる大気汚染物質の排出抑制対策と酸性雨に関する情報収集の継続が必要です。

第8節 住民意識調査に基づく現状と課題

1 住民意識調査

白井市第2次環境基本計画の策定及び中間見直しにあたり、それぞれ、環境に関するアンケートを実施し、市民の視点による評価をいただきました。このアンケートは、市民の環境に対する満足度や重要度などの把握を目的とするもので、策定時については、平成22年12月、無作為抽出した白井市在住の満18歳以上の男女2,000人を対象に行い、1,024件（回収率51.2%）の回答をいただきました。また、中間見直し時については、平成27年5月8日から6月21日までの期間、市ホームページや出先機関に調査票を設置して市民・事業者へ回答を呼びかけたところ、市民184名、事業者60件の回答をいただきました。さらに、市内5中学校の3年生534名からも回答をいただきました。

なお、中間見直し時のアンケート結果は巻末の資料編に掲載しています。

(1) 市民アンケート（平成27年度）

満足度が高い項目は「空気のさわやかさ」や「ごみの分別収集やリサイクルへの取り組み」などで、一方、満足度が低い項目は「公共交通機関の便利さ」や「水辺との親しみやすさ」などでした。また、重要度が高いと判断された項目は「公共交通機関の便利さ」や「日常生活の便利さ」などでした。

満足度と重要度の平均点に対する各項目の相対的な位置付けを明らかにする「CSグラフ」を見ると、「公共交通機関の便利さ」、「日常生活の便利さ」及び「交通事故や災害に対して安心な街づくり」が重点的な改善が求められる分野という結果になりました。

これらの傾向は前回（平成22年度）のアンケート結果と概ね同様ですが、主な変化として、「住まいの周辺の静けさ」の満足度の順位が大きく低下（2位→7位）し、重要度が上昇（10位→5位）したことがあげられます。

(2) 事業者アンケート（平成27年度）

満足度が高い項目は、「空気のさわやかさ」、「事業所周辺の静けさ」及び「自然災害に対する安全性」などで、満足度が低い項目は「公共交通機関の便利さ」、「道路の整備状況」などでした。一方で、重要度が最も高い項目も「公共交通機関の便利さ」及び「道路の整備状況」でした。

(3) 中学生アンケート（平成27年度）

満足度が最も高い項目は「街の中に街路樹や生垣などの緑が多い」であり、重要度が高いのは「空気がきれいでおいがない」でした。

(4) 第13回住民意識調査報告書（平成26年度）

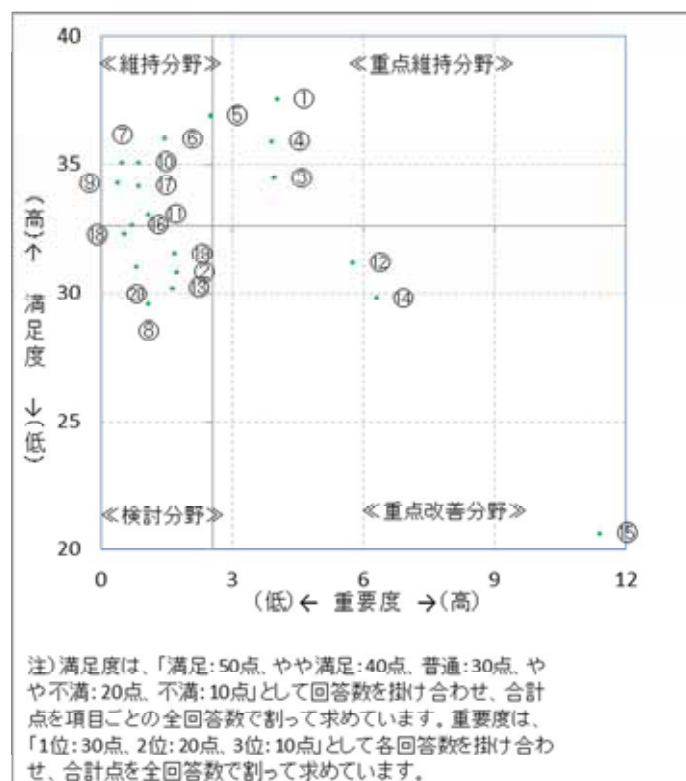
今回のアンケートとは別に、市では、市の施策に対する評価や今後のまちづくりに関する意向把握のため、平成26年5月に「第13回住民意識調査」を実施しました。この調査において自然環境・生活環境に関する市の施策への満足度、重要度を質問したところ、満足度が高い施策は「ごみの収集と処理」や「自然環境の保全」であり、満足度が低い施策は「不法投棄防止対策」や「騒音・振動・悪臭などの公害対策」でした。

また、重要度が特に高いのは「ごみの収集と処理」、「騒音・振動・悪臭などの公害対策」でした。

(5) 環境基本計画と環境白書の認知度について（平成22年度）

計画策定時のアンケートで、環境基本計画と環境白書に認知度を質問したところ、「知らなかった人」は、それぞれ71.7%、73.1%で認知度は低い結果でした。

また、環境基本計画を「知っている人」と「知らない人」で環境に対する取り組み状況を分析した結果、いずれの項目においても「知っている人」の方が実行している人が多く、特に環境保全活動への取り組み状況は差異がありました。



《維持分野》 ⑤ ごみの分別収集やリサイクルへの取り組み ⑥ 樹林地や緑地との親しみやすさ ⑦ 生き物（野鳥、動植物、昆虫等）との親しみやすさ ⑨ 農業や園芸との親しみやすさ ⑩ 田園風景の美しさ ⑪ 街並みの美しさ ⑬ 自動車による移動のしやすさ ⑭ 公園や遊歩道の数や大きさ	《重点維持分野》 ① 空気のさわやかさ（大気汚染や悪臭の少なさ） ③ 住まいの周辺の静けさ（騒音や振動の少なさ） ④ 住まいの周辺の清潔さ
《検討分野》 ② 河川や水路の水の清らかさ ⑧ 河川・湧水等の水辺との親しみやすさ ⑫ 歴史的・文化的雰囲気 ⑮ 公共施設の数や大きさ ⑯ 公共施設の利用しやすさ ⑰ 市の施策や現状に関する情報の入手しやすさ	《重点改善分野》 ⑫ 交通事故や災害に対して安心な街づくり ⑭ 日常生活の便利さ（買い物のしやすさなど） ⑮ 電車やバスなど公共交通機関の便利さ

図2-8-1 平成27年度市民アンケートのCSグラフ

住民意識調査に基づく課題

- ◇ 公共交通機関の利便性向上、道路の整備・維持管理・交通事故防止、防災など、市民ニーズを踏まえた環境保全施策を進めていく必要があります。
- ◇ 環境基本計画の普及による環境保全活動の推進が必要です。